

町民税・県民税 申告書の手引き

申告書の郵送申請について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送での申告書提出にご協力ください。
必要事項を記入の上、源泉徴収票や控除証明書等を同封して郵送してください。
送付先 〒370-0595
大泉町日の出55番1号 大泉町役場 税務課 宛
電話番号 0276-63-3111（内線574）

○ 記入方法

1. 収入金額等

2. 所得金額（1月1日から12月31日の期間が対象）

営業・農業・不動産（ア～ウ、①～③、裏面8～10）
収入金額をア～ウの該当する欄に、必要経費を差し引いた金額（所得金額）を①～③の該当する欄に、収支内訳を裏面8・9の該当する欄に記入してください。事業専従者がいる場合は、裏面10に記入してください。

利子、配当（エ・オ、④・⑤、裏面16、17）
収入金額をエ・オの該当する欄に、所得金額を④・⑤の該当する欄に、配当内訳は裏面16に記入してください。配当割額がある場合は、裏面17に記入してください。

給与等（カ、⑥、裏面7）
収入金額をカに、所得金額を⑥に記入してください。源泉徴収票がない場合、給与明細等により裏面7に収入金額を記入してください。
※給与等の所得金額の計算方法は、手引き裏面⑦参照

雑（公的年金等、業務、その他）（キ～ケ、⑦～⑩、裏面14）
収入金額をキ～ケの該当する欄に、所得金額を⑦～⑩の該当する欄に記入してください。雑（業務、その他）の場合、収支内訳を裏面14に記入してください。
※雑（公的年金等）の所得金額の計算方法は、手引き裏面⑦参照

総合譲渡、一時（コ～シ、⑪、裏面13）
収入金額から必要経費、特別控除額（50万円）を差し引いた金額をコ～シの該当する欄に、「コ+（サ+シ）×1/2」を⑪に、収支内訳を裏面13に記入してください。

※上場株式等に係る譲渡所得や配当所得について、申告不要制度を選択する場合、裏面11の該当する項目にチェックを入れてください。
※分離課税の所得がある場合、分離課税等用申告書に記入してください。
※給与・公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得に係る町民税・県民税を納付書や口座振替により納付することを希望する場合、表面6の「自分で納付（普通徴収）」にチェックを入れてください。

前年中収入がなかった場合の申告について

前年中、課税収入がなかった人は、⑫に数字の「0」を、裏面最下段の19に前年中の状況を記入してください。

※申告書を提出しないと、「国民健康保険税が正しく算定できない」、「非課税証明書が発行できない」等の影響が出る場合があります。

3. 所得から差し引かれる金額に関する事項

4. 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除（⑬）
あなたが前年中に支払った社会保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等を記入してください。

小規模企業共済等掛金控除（⑭）
あなたが前年中に支払った小規模企業共済等を記入してください。

生命保険料控除（⑮）
あなたが前年中に支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料について、手引き裏面⑯で算出した金額を記入してください。

地震保険料控除（⑯）
あなたが前年中に支払った地震保険料について、次の計算式で算出した金額を記入してください。
①地震保険：保険料×1/2 ※控除限度額 25,000円
②旧長期損害保険：保険料が5,000円以下…保険料全額
保険料が5,001円以上…保険料×1/2+2,500円
※控除限度額 10,000円
①と②両方ある：①+② ※控除限度額 25,000円

寡婦、ひとり親控除（⑰・⑱）
あなたの合計所得金額が500万円以下で、次の条件に該当する場合、各控除額を記入してください。
・寡婦控除（控除額26万円）：次の①②いずれかに該当する人
①夫と死別（生死不明含む）した後婚姻していない人
②夫と離婚した後婚姻していない人で次のア、イ両方に該当する人
ア：扶養親族を有する
イ：事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない
・ひとり親控除（控除額30万円）：次の①②両方に該当する人
①総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる
②婚姻していない、又は事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない
※寡婦控除とひとり親控除は併用できません。

勤労学生控除（⑲）
あなたが学生で、合計所得金額が75万円以下かつ勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下の場合、26万円を記入してください。

障害者控除（⑳）
あなた又はあなたの生計同一配偶者や扶養親族が障害者に該当する場合、次の控除額を記入してください。
・障害者控除 …26万円
・特別障害者控除…30万円 ※同居の場合、53万円

	身体障害者手帳	精神障害者保健福祉手帳	療育手帳
障害者	3級以下	2級・3級	B
特別障害者	1級・2級	1級	A

配偶者控除・配偶者特別控除（㉑・㉒）
あなたとあなたの配偶者の合計所得金額から計算します。
手引き裏面㉓・㉔の区分に記載されている額を記入してください。

扶養控除（㉓）
あなたと生計を一にする16歳以上の親族の合計所得金額が48万円以下（事業専従者を除く）である場合、12月31日時点の年齢に応じ、次の金額を記入してください。
16歳未満の親族を扶養している場合は、氏名等を記入してください。
※ 親族とは、6親等以内の血族、3親等以内の姻族
・一般扶養（下記以外で16歳以上） …33万円
・特定扶養（19歳以上23歳未満） …45万円
・老人扶養（70歳以上） …38万円
・同居老親扶養（70歳以上で同居直系尊属）…45万円

基礎控除（㉔）
あなたの合計所得金額に応じて次の金額を記入してください。
・2,400万円以下 …43万円
・2,400万円超2,450万円以下…29万円
・2,450万円超2,500万円以下…15万円
・2,500万円超 …適用なし

医療費控除（㉕） ※控除を受ける人は「医療費控除の明細書」要添付
医療費控除の明細書により計算された医療費控除額を記入してください。

5. 寄附金税額控除に関する事項

表面5の各項目に、それぞれ寄附金額を記入してください。
ふるさと納税の寄附金税額控除について、ワンストップ特例制度の申請をしている場合、その分も含めて記入してください。

令和 4 年度 (令和 3 年分) 町民税・県民税申告書

大泉町長

1月1日現在の住所 **大泉町日の出55-1**

090 | 1111 | 2222

〒30-1 41

現住所 **同上**

フリガナ **オオイズミ タロウ**

氏名 **大泉 太郎**

個人番号 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 1 | 2 | 3

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

国民健康保険税	150,000
介護保険料	70,000
合計	220,000
生命保険料控除	140,020
地震保険料控除	
医療費控除	300,000
雑損控除	120,000
寄附金控除	
合計	560,020

1 収入金額等

事業所得	2,900,000
雑所得	1,800,000
合計	4,700,000

2 所得金額

雑所得	1,800,000
合計	1,800,000

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	220,000
生命保険料控除	35,000
雑所得	530,000
扶養控除	330,000
基礎控除	430,000
雑損控除	90,000
医療費控除	1,635,000
合計	3,270,000

5 寄附金控除に関する事項

寄附金控除	10,000
-------	--------

6 給与・公的年金等に係る所得以外(令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の町民税・県民税の納税方法

7 雑損控除

雑損控除	120,000
------	---------

8 医療費控除

医療費控除	300,000
-------	---------

記入例

■㊦給与等の所得金額の計算方法

給与収入額(年収)	給与等の所得金額
～ 1,618,999 円	給与収入額－550,000 円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	給与収入額÷4(千円未満切り捨て)×A A×2.4+100,000 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	給与収入額÷4(千円未満切り捨て)×A A×2.8－80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	給与収入額÷4(千円未満切り捨て)×A A×3.2－440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	給与収入額×0.9－1,100,000 円
8,500,000 円	6,550,000 円
8,500,001 円 ～	給与収入額－1,950,000 円

※給与収入額が850万円を超える人で、別記の条件に該当する場合は、さらに所得金額調整控除を差し引きます。

■所得金額調整控除

①給与収入額が850万円を超え、次の条件に該当する場合
控除額=(給与収入額(1,000万円を限度)－850万円)×10% ※最大15万円

- ・自分が特別障害者
- ・年齢23歳未満の扶養親族がいる
- ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる

②㊦で計算した所得金額(a)と㊦で計算した所得金額(b)があり、その合計額が10万円を超える場合
控除額=(a)+(b)－10万円 ※(a)、(b)はそれぞれ10万円を限度

■㊧雑(公的年金等)の所得金額の計算方法

$$A \times B - C = \text{雑(公的年金等)の所得金額}$$

次の表を見ながら、計算式に組み合わせて計算してください。

	A：公的年金等の収入金額	B	C：雑(公的年金等)所得以外の合計所得金額		
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満の人	130万円未満	1.0	600,000円	500,000円	400,000円
	130万円以上 410万円未満	0.75	275,000円	175,000円	75,000円
	410万円以上 770万円未満	0.85	685,000円	585,000円	485,000円
	770万円以上 1,000万円未満	0.95	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
	1,000万円以上	1.0	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円
65歳以上の人	330万円未満	1.0	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
	330万円以上 410万円未満	0.75	275,000円	175,000円	75,000円
	410万円以上 770万円未満	0.85	685,000円	585,000円	485,000円
	770万円以上 1,000万円未満	0.95	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
	1,000万円以上	1.0	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

■㊨生命保険料控除の計算方法

区分	年間支払額	控除額
旧契約 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等	～15,000円	年間支払額全額
	15,001円～40,000円	年間支払額×1/2+7,500円
	40,001円～70,000円	年間支払額×1/4+17,500円
	70,001円～	35,000円
新契約 平成24年1月1日以降に締結した保険契約等及び介護医療保険料	～12,000円	年間支払額全額
	12,001円～32,000円	年間支払額×1/2+6,000円
	32,001円～56,000円	年間支払額×1/4+14,000円
	56,001円～	28,000円

※ 旧契約で、生命保険と個人年金の両方がある場合、控除額の上限は7万円
 ※ 新契約で、生命保険、個人年金、介護医療保険の全てがある場合、控除額の上限は7万円
 ※ 旧契約と新契約がある場合、控除額は新旧それぞれに生命保険、個人年金、介護医療保険の各項目ごとで計算した合計額。各項目の控除額の上限は28,000円。生命保険料控除の全体の上限額は7万円。

■㊩配偶者控除

	あなたの合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者	33万円	22万円	11万円	控除額なし 同一生計配偶者
70歳以上配偶者	38万円	26万円	13万円	

■㊪配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	適用なし
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超	適用なし	適用なし	適用なし	

町民税・県民税 申告書の作成に必要なもの(例)

①番号確認書類(マイナンバーカード等)
※扶養親族等の個人番号の記載も必要です。

②身元確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

③収入の証明となるもの(源泉徴収票、支払調書、収支内訳書等)

④各種控除証明書(生命保険料、地震保険料、医療費明細書、障害者手帳、寄附金証明書等)
※医療費控除の適用を受ける人は「医療費控除の明細書」をご記入ください。

参考：町民税・県民税の非課税の基準

次の基準に該当する人は、町民税・県民税が非課税となります。

①生活保護法によって生活扶助を受けている人

②合計所得金額が次の金額以下の人(複数に該当する場合は金額の大きい方)

- ・扶養親族等がいる場合 …280,000円×(1+扶養親族等の人数)+268,000円
- ・扶養親族等がない場合 …380,000円
- ・障害者、未成年、寡婦、ひとり親の場合…1,350,000円

※「合計所得金額」とは、給与所得や事業所得等各種所得の合計金額です。

※町民税・県民税額の詳しい計算方法は、大泉町ホームページをご確認ください。
 大泉町ホームページ <https://www.town.oizumi.gunma.jp/>